

第6部—第2 子育て支援の充実

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
保育園待機児童数の解消	243人	0人	0人	0人

保育園の待機児童数を示す指標です。民間認可保育園や認証保育所の開設支援、公立保育園の弾力運用等により、平成22年4月1日現在で243人の待機児童をなくすことを目指します。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
市内の保育施設における保育定員数	2,491人	2,950人	3,000人	3,000人

市内の保育園・認証保育所・家庭的保育事業者等すべての保育施設における保育定員数を示す指標です。さまざまな施策を組み合わせ、できるだけ早期に待機児童をなくすことを目指します。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)「子育て支援ビジョン」「次世代育成支援行動計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進	※ ①「子育て支援ビジョン」「次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づく子ども・子育て支援施策の推進
(2)「子ども・子育て新システム事業計画(仮称)」の策定	◎ ①「子ども・子育て新システム事業計画(仮称)」の策定

2 地域のすべての子育て家庭の支援

(1)総合的な子育て支援サービスの展開	◎ ①子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討 ※ ②子育て相談機能の充実 (「第6部—第1 子どもの人権の尊重」参照) ※ ③子どもの虐待予防・早期発見と心のケア (「第6部—第1 子どもの人権の尊重」参照)
(2)地域の子育て力の向上	◎ ①地域の子育て力の向上 (「第6部—第1 子どもの人権の尊重」参照)
(3)在宅の子育て支援サービスの充実	※ ①親子ひろば事業の充実 ※ ②保育所地域開放事業の充実 ※ ③私立幼稚園による子育て支援事業への支援の検討 ④一時保育、緊急保育、子どもショートステイ事業等の拡充 ⑤育児支援ヘルパー事業の充実
(4)ワーク・ライフ・バランスの推進	①企業の子育て支援への働きかけ ②男性の育児参加支援 ③三世代交流事業の推進
(5)子育て世帯への経済的な支援	①児童手当(子ども手当)の支給

3 待機児童解消への取り組みと保育サービスの充実

(1)待機児童解消への取り組み	◎ ①保育園の改修・建替え等による公立保育園の定員拡充 ◎ ②民間認可保育所、認証保育所の開設支援 ※ ③家庭的保育事業者(保育ママ)の拡充 ④事業所内保育施設等の開設支援
-----------------	---

	⑤私立幼稚園の保育機能の充実と保育施設との連携の検討
(2) 保育サービスの充実	①保育の質の確保及び向上 ②セーフティーネット機能の確保 ③延長保育、病児・病後児支援事業等の充実 ④障がい児保育の充実 ⑤保育園と小・中・高校生及び高齢者・障がい者等との交流 ⑥第三者評価によるサービス評価の実施
(3) 民間保育所等の支援	①民間保育所等への支援 ②認可外保育施設利用者への助成制度の実施
(4) 効率的な保育園の運営	◎ ①市立保育園の効率的な運営の検討とその実施 ②公設民営保育園の運営の充実
(5) 財源の確保と費用負担のあり方の検討	※ ①適正な受益者負担のあり方の検討
(6) 子ども・子育て新システムへの適切な対応	◎ ①子ども・子育て新システムへの適切な対応

4 児童青少年の健全育成と子どもたちの居場所づくり

(1) 学校等を活用した居場所づくり	◎ ①子どもの安全・安心な活動拠点としての地域開放の推進 （「第6部－第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照） ※ ②地域子どもクラブ事業の充実 （「第6部－第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照）
(2) 学童保育所の充実	◎ ①学童保育所の整備及び待機児解消に向けた定員等拡充の検討 ◎ ②障がい児受け入れ人数等の拡充の検討 ※ ③学童保育所の保育時間の延長
(3) 児童館の充実	※ ①児童館機能の拡充 ②子ども相談窓口機能の充実 （「第6部－第1 子どもの人権の尊重」参照） ③子ども・若者支援の推進 （「第6部－第1 子どもの人権の尊重」参照）
(4) 各施設の連携	①地域子どもクラブ、学童保育所、児童館、親子ひろば等との連携 ②児童サービスの充実 （「第7部第1-2 図書館活動」参照）

5 ひとり親家庭の支援

(1) ひとり親家庭の自立に向けた支援	※ ①母子生活支援施設の活用 ※ ②生活安定、自立支援の拡充 ③日常生活、養育の支援 ④ひとり親医療費の助成
---------------------	---

6 母と子の健康づくりの推進

(1) 母子保健の充実	※ ①母子保健に関する疾病予防・健康増進事業の推進 （「第5部－第5 健康づくりの推進」参照）
(2) 子どもの医療費助成の実施	①乳幼児医療費の助成 ②義務教育就学児医療費の助成
(3) 小児夜間診療の実施	①小児初期救急平日準夜診療の実施 （「第5部－第5 健康づくりの推進」参照）

7 計画の推進

(1) 推進体制の整備	①「次世代育成支援推進協議会」の設置
	②「三鷹教育・子育て研究所」の活用
	③関係機関等との連携による施策の充実
(2) 危機管理体制の整備	◎ ①児童施設等の災害時における危機管理体制の整備

Ⅲ 主要事業

1-(2)-① 「子ども・子育て新システム事業計画(仮称)」の策定

3-(6)-① 子ども・子育て新システムへの適切な対応

就学前児童に対する教育と保育のあり方や子育て支援のあり方については、国において、幼保一体化や子どもに対する給付の一本化など、「子ども・子育て新システム」という新たな制度が検討されています。市では、子どもの最善の利益の実現を基本とし、地域の実情にあった子ども・子育て支援施策を推進する立場から、制度の方向性を適切に把握しつつ、幼児教育及び保育サービスの充実を図ります。

2-(1)-① 子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討

子育て支援の拠点施設として、子ども家庭支援センターの機能を強化し、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスを提供します。また、多機能型保育園及び在宅子育て支援の拠点として、駅前保育園と子ども家庭支援センターの連携を強化し、サービスの拡充を検討します。

3-(1)-① 保育園の改修・建替え等による公立保育園の定員拡充

老朽化している公立保育園を耐震診断の結果を踏まえて、計画的に改修・建替えを行います。都営住宅に併設されている保育園については、東京都と連携して施設の建替えを行い、保育の質の確保と定員拡充を図ります。

3-(1)-② 民間認可保育所、認証保育所の開設支援

公有地を社会福祉法人等の保育事業者に一定期間無償で貸し付け、国や東京都の補助金を活用した整備費の支援により認可保育所の開設を支援します。

また、民間土地所有者が所有する用地に建物を建設したものを株式会社やNPO等の保育事業者が借り上げ、国等の補助金を活用して認可保育所の開設を支援します。

あわせて、東京都の認証保育所制度を活用して、認証保育所の開設や無認可保育所の認証保育所化を支援します。そのほか、事業所内保育所的要素を持った認証保育所の開設を支援します。

3-(4)-① 市立保育園の効率的な運営の検討とその実施

老朽化している公立保育園を建替える際に定員拡充を行うと同時に保育の質の確保を踏まえた公設民営化を進めます。また、保育需要に合わせた保育園の適正配置及び年齢別の保育定員の適正化を行う中で、既存の保育園の統合を図り、効率的運営を推進します。

4-(2)-① 学童保育所の整備及び待機児解消に向けた定員等拡充の検討

4-(2)-② 障がい児受け入れ人数等の拡充の検討

老朽化した施設の解消及び待機児童解消のため、学童保育所の改修・整備を進めます。児童1人当たりの保育面積を確保するなど、保育環境の改善を図るとともに、入所を希望する利用者の増加に対応するため、定員の見直しや弾力的な運用、施設の転用などの検討を行い、待機児の解消を目指します。また、障がい児の受け入れ人数等の拡充についても検討します。

7-(2)-① 児童施設等の災害時における危機管理体制の整備

大地震等の災害発生時において、保育施設における子どもの安全の確保及び保護者の帰宅困難等に適切に対応するため、「災害時行動マニュアル(仮称)」を策定します。あわせて、その他の児童施設等における子どもや保護者の安全を確保するための体制等についても検討します。

IV 推進事業

1-(1)-① 「子育て支援ビジョン」、「次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づく子ども・子育て支援施策の推進

次世代育成支援推進協議会を設置し、行動計画の進行管理及び見直しに係る協議並びに実施の状況に関する評価及び検証を行うとともに、実施事業量を毎年度公表し、子ども・子育て支援施策を推進します。

2-(3)-① 親子ひろば事業の充実

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業を実施し、保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターにおける各種育児講座・育児相談等を実施し、在宅子育て支援を推進します。

2-(3)-② 保育所地域開放事業の充実

2-(3)-③ 私立幼稚園による子育て支援事業への支援の検討

保育園と子ども家庭支援センターが連携し、互いに提供しているサービスを通じて利用者のニーズを検証し、地域に根差した保育園独自の新たなサービスの提供を検討します。

また、地域における多様な保育ニーズに対応するため、地域の教育資源である私立幼稚園が行う子育て支援事業への支援のあり方を検討します。

3-(1)-③ 家庭的保育事業者(保育ママ)の拡充

児童福祉法が改正され、家庭福祉員(保育ママ)制度が「家庭的保育事業」として国の制度として位置付けられたことに伴い、NPO等が家庭的保育事業者として保育を行うこと等を含め、事業の拡充を図ります。

3-(5)-① 適正な受益者負担のあり方の検討

認可保育園の保育料負担金について、保育所運営に係る経費負担の適正化を図るため、在宅子育て家庭と保育施設を利用する家庭への経済的支援施策とのバランスをとりつつ、保育料負担金について見直します。

4-(2)-③ 学童保育所の保育時間の延長

学童保育所の保育時間を延長し、「小1の壁」の解消と利用者の保育ニーズに応え、一層のサービスの向上を図ります。

4-(3)-① 児童館機能の拡充

児童館の利用者として、中学生や高校生の利用者が増加し、中高生世代の居場所としてのニーズも高まっていることから、児童館の機能を充実・拡大するため、開館時間を延長するとともに、児童館の施設活用のあり方について検討します。

5-(1)-① 母子生活支援施設の活用

5-(1)-② 生活安定、自立支援の拡充

母子生活支援施設に、心理療法士等を定期的に配置し、母子の心のケアに取り組み、自立に向けたサポートを行います。また、国、東京都、関係機関等が実施する就労相談・就労支援事業と連携しながら、より就労に直結した支援を展開します。

V 関連個別計画

- ・子育て支援ビジョン
- ・次世代育成支援行動計画(後期計画)
- ・健康福祉総合計画 2022(仮称)